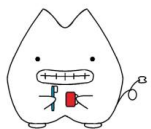


歯っぴー通信



No. 18 平成27年2月発行

医療費控除の申告について

昨年の2月号でもお伝えした医療費控除ですが、今年も確定申告の時期になりましたので、再度説明したいと思います。

医療費控除とは、歯科医院や病院での治療費が高額になった場合、確定申告書に記載して税務署に提出することでその年の所得から差し引くことができる制度です。申告することで支払った税金が還付金として戻ってくる場合があります。

1月1日から12月31日までの自分の医療費と、生計を一にする家族の医療費の合計が10万円を超えた場合（所得が200万円以下の場合には所得の5%を超えた場合）かかった医療費から10万円（所得が200万円以下の場合には所得の5%）を差し引いた額が医療費控除額となります。この控除額に所得に応じた税率（5%～40%）をかけた額が戻ってきます。収入が多い人ほど税金をたくさん払っているの、還付金が多くなるようになっています。

例えば、1年間に40万の医療費を支払った税率20%の方なら
 $(40万 - 10万) \times 0.2 = 6万$ となり6万円が戻ってくるようになります。
ただし、入院等で生命保険などの給付を受けた場合、かかった医療費合計から差し引かなければなりません。

対象になるもの・ならないもの

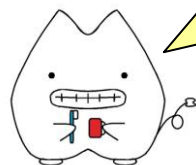
歯科治療は、保険はもちろん、保険外の自費治療に関しても基本的には対象です。ただし、ホワイトニングは治療ではなく美容目的とみなされるため対象外です。通院のための交通費（公共交通機関）も通院費として申告できます。

また、ドラッグストアなどで購入した風邪薬なども含めることができます。反対に、インフルエンザの予防接種や健康増進のためのビタミン剤など、予防のための費用は対象にはならないので気をつけましょう。家族の医療費を合わせると、10万円を超えている方は意外と多いかと思います。10万円を超えた場合、家族で1番収入が多い人が代表して申告しましょう。

平成26年分の確定申告は、平成27年2月16日～3月16日までです。同じ期間に確定申告の相談もできます。申告、相談は税務署に足を運んでいただくことになります。国税庁のホームページからパソコンで申告書を作成し印刷して郵送していただくこともできます。

また、医療費控除は5年間受け付けてくれますので、平成22年以降で申告しなかった年があればさかのぼって申請できます。

大津税務署 大津市京町3-1-1 (077-524-1111)



この時期は、還付金詐欺が多発します。国税局から電話がかかってくることはありませんし、ATMを操作して還付金の手続きをすることも絶対にありません。
振り込め詐欺に注意してください！